

生産行程管理業務規程

令和3年4月16日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒527-0029）^{シ、ガ、ケン、ヒ、ガ、シ、オ、ウ、ミ、シ、ヨ、ウ、カ、イ、チ、ョ、ウ} 滋賀県東近江市八日市町1-17
名称（フリガナ）：^{グ、リ、ン、オ、ウ、ミ、ノ、ウ、ギ、ョ、ウ、キ、ョ、ウ、ド、ウ、ク、ミ、ア、イ} グリーン近江農業協同組合
代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 大林 茂松
ウェブサイトのアドレス：<https://www.jagreenohmi.jas.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第一類 農産物類
区分に属する農林水産物等：野菜類 かぶ

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{オ、ウ、ミ、ヒ、ノ、サ、ン、ヒ、ノ、ナ} 近江日野産日野菜、Omi Hinosan Hinona

4 明細書の変更

生産者団体「グリーン近江農業協同組合」（以下、「生産者団体」という。）は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に関わる明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種の確認

「近江日野産日野菜」の原種は深山口日野菜原種組合が生産しており、生産者団体は当該原種を「グリーン近江農業協同組合日野菜生産部会員」（以下「生産者」）に販売する。生産者団体は、販売の記録と照らし合わせて生産者が当該原種を使用していることを確認する。

（2）栽培方法の確認

生産者団体は、生産者に圃場の場所や生産履歴等を記載した「生産ほ場確認書」及び「日野菜生産履歴記帳用紙」を作成・提出させ、その記載内容を確認するとともに、栽培期間中に全圃場を巡回し「近江日野産日野菜圃場巡回記録用紙」を用いて栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。

（3）出荷規格・最終製品の確認

個選は生産者団体が定める「近江日野産日野菜」出荷規格表」に則り生産者が自ら行い、その結果を「近江日野産日野菜」チェックシート」（以下「チェックシート」）に記録し生産者団体に提出する。生産者団体は、「チェックシート」により選果状態を確認することで出荷規格の遵守及び最終製品を確認し、「チェックシート」に記録する。

加工用に荷受けする原材料については、「野菜数量確認伝票」により数量を確認し、生産者団体が加工用原材料としての規格に適合しているか目視により確認する。

(4)臨時の調査

上記によるほか、明細書に記載の内容が遵守されていないことが疑われる場合には、生産者団体が臨時の現地調査を実施し事実確認を行う。

6 明細書適合性の指導

- (1) 生産者団体は、5の確認時において明細書に記載の生産地・特性・生産方法の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者は、組織規約の規定に基づき、当該生産者の構成員除名できるものとする。

- (2) 生産者団体は、年一回以上、生産者に対し、講習会の機会を設け、明細書に記載の生産地・特性・生産方法の各基準を守るよう指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 生産者団体は、5の確認時において、明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしたかぶについてのみ地理的表示である「近江日野産日野菜」及びGIマークが使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「近江日野産日野菜」及びGIマークを使用している包装等についても確認する。

- (2) また、(1)の確認において、以下のかぶがないかも確認する。

ア 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていないかぶであるにもかかわらず、地理的表示である「近江日野産日野菜」及びGIマークが使用されているかぶ

イ 地理的表示である「近江日野産日野菜」のみが使用されているかぶ

ウ GIマークのみが使用されているかぶ

エ 地理的表示である「近江日野産日野菜」に類似する表示又はGIマークに類似する標章が使用されているかぶ

8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 生産者団体は、7において確認された以下の場合について、当該表示を行った生産者に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者は、組織規約に基づき、当該生産者の構成員を除名できるものとする。

ア 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていないかぶであるにもかかわらず、地理的表示である「近江日野産日野菜」及びGIマークが使用されている場合

イ 地理的表示である「近江日野産日野菜」のみを使用している場合

ウ GIマークのみを使用している場合

エ 地理的表示である「近江日野産日野菜」に類似する表示又はGIマークに類似する標章が使用されている場合

- (2) 生産者団体は、6(2)に記載の講習会の機会において、生産者に対し、適切な地理的表示の使用等について普及啓発を図るものとする。

9 実績報告書の作成等

生産者団体は、4月1日から3月31日までを一年度として、年度終了後2か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
生産者団体が作成した「栽培管理記録用紙」及び「近江日野産日野菜 出荷管理記録用紙」(地理的表示等の使用状況の記録を含む。)
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

生産者団体は、前記9（2）において提出した資料に加えて以下の書類を、生産者団体の日野宮農振興センターに、その提出の日から5年間、保存するものとする。

生産者が作成し生産者団体に提出させた「生産ほ場確認書」、「日野菜生産履歴記帳用紙」、「野菜数量確認伝票」及び「近江日野産日野菜」チェックシート」

11